

収入印紙
— 3万円 —
消印しないこと

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償で
の変更が必要になる場合があります。

単位会受理印

各種申請書類に使用する
印鑑は訂正印も含め、
全て同一のものとすること。

様式第1号（第2条関係）

行政書士登録申請書

令和 元 年 12 月 16 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名 行政 花子

花子 行政
子 政

属性

該当する開業
形態にチェックを
入れること。

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

氏 名	行政 花子	性 別	男 ・ 女
生年月日	明・大・昭・平 30 年 12 月 1 日		
属 性	☒ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士の使用人 ☐ 行政書士法人の使用人		

本籍

本籍地で取得する
身分証明書のとお
りに記入。
登録も身分証明書
とおりになります。

東京都港区虎ノ門四丁目

(〒105 -0001) TEL 03 (6435) 7330

東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号

事務所名称

「事務所の名称に
関する指針」に則り
行政書士事務所として
誤認や混同が生じない
名称とすること。

行政書士〇〇花子事務所 ※1（法人番

(〒105 -0001) TEL 090 (1234

住所

住民票のとおり
記入。
登録も住民票
とおりになります。

東京都港区虎ノ門4-1-28

(〒 -) TEL ()

本欄は下段にある※2に該当する場合のみ記入すること。

資格

行政書士試験合格 神奈川県 令和元年 年度 第 1 号

他資格

☒行政書士法第2条第1号該当 ☐昭和26年法律第4号附則第2項該当

事務所所在地

申請書に記入した
とおりに登録されます。

住民票に記載がない
ビル名等も登録する
ことが可能です。
(後に追加登録する
場合は有償)

1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	

士登録 有 ・ 無 過去の特行政書士付記 有 ・ 無

注1：未設立行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
注2：現金納付に係る手数料は、登録料に別途徴収すること。
注3：登録料は、登録申請書の提出時、現金で納入すること。
注4：登録料は、登録申請書の提出時、現金で納入すること。
注5：登録料は、登録申請書の提出時、現金で納入すること。

試験合格以外の資格での
登録の際は□にチェックを入れ、
行政書士法第2条の該当資格の号数
を記入すること。

登録し業としている他の資格があれば、
○で囲むこと。その他は「会計士補」
または「測量士補」の場合に限ります。

(以下 日本行政書士会連合会)

添付書類	単位会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

受付番号 ()